

福岡医発第 1853 号 (地)

平成 27 年 10 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び
第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局より日本医師会を通じて通知
がありましたのでご連絡申し上げます。

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10
第 3 項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師に
よる面接指導を実施しなければならないとされており、これらの法の規定に基
づく面接指導を情報通信機器を用いて行うことについて別紙のとおり考え方及
び留意事項が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとと
もに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

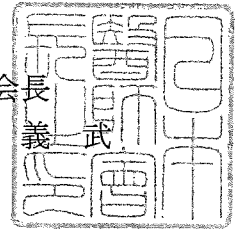
小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 廣瀬真恵

平成27年10月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武



情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の
規定に基づく医師による面接指導の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件について厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり本職宛にその周知について協力依頼がありました。

労働安全衛生法第66条の8第1項及び改正労働安全衛生法の第66条の10第3項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないとされており、これらの法の規定に基づく面接指導を情報通信機器を用いて行うことについて、以下の考え方及び留意事項が示されています。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

法第66条の8第1項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子（表情、しぐさ、話し方、声色等）から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、労働者の様子を把握し、円滑にやりとりを行うことができるよう、原則として直接対面によって行うことが望ましい。

一方、情報通信機器を用いて行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反となるものではない。

ただし、この場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下の事項に留意する必要がある。

2 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

（1）面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当すること。以下のいずれの場合においても、事業者は面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者に関する労働時間等の勤務状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。



と。

- ①面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。
- ②面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。
- ③面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。
- ④面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、該当労働者に直接対面により指導等を実施したことがある場合。

（2）面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。

- ①面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と声色の送受信が常時安定し円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。
- ②情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。
- ③労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。

（3）情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。

- ①情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
- ②情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることが無いような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

（4）情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。



基発 0915 第 5 号
平成 27 年 9 月 15 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の
規定に基づく医師による面接指導の実施について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条の 8 第 1 項及び労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）による改正後の法第 66 条の 10 第 3 項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされています。

今般、これらの法の規定に基づく面接指導を情報通信機器を用いて行うことについて、下記のとおり考え方及び留意事項を示すこととしましたので、貴団体の会員事業場等に対する周知にご協力いただきますようよろしくお願いします。

記

1 基本的な考え方

法第 66 条の 8 第 1 項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子（表情、しぐさ、話し方、声色等）から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、労働者の様子を把握し、円滑にやりとりを行うことができるよう、原則として直接対面によって行うことが望ましい。

一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反と

なるものではない。

ただし、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下2に掲げる事項に留意する必要がある。

2 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

(1) 面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当すること。なお、以下のいずれの場合においても、事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者に関する労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。

- ① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。
- ② 面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。
- ③ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。
- ④ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある場合。

(2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。
- ② 情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。
- ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものではなく、容易に利用できること。

(3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。

- ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
- ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

(4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。